

『ケアマネジャー試験 頻出ポイントQAチェック 2018』 2018年介護保険制度改正・介護報酬改定に伴う主な改正内容

本書発行後の介護保険制度・介護報酬の改正について、受験対策に必要なと思われる主な事項を掲載させていただきます。

【第1部 介護支援分野】

居宅介護支援（80頁～）

頁	改正箇所	改正内容
81	・ A186（解説）	「介護支援専門員であり、常勤でなければなりません。」 → 「主任介護支援専門員であり、常勤でなければなりません（2020年度までの経過措置期間があり、その間は介護支援専門員でもよいとされています）。」

【第2部 保健医療サービスの知識等】

居宅療養管理指導（154頁～）

頁	改正箇所	改正内容
157	・ A166（解説） 「居宅療養管理指導の 回数の限度」表内	【「看護職員」の項目】 → 削除

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（162頁～）

頁	改正箇所	改正内容
164	・ Q190（問題）	「おおむね3か月」 → 「おおむね6か月」

介護老人保健施設・介護医療院（168 頁～）

頁	改正箇所	改正内容
171	・ A 203（解説）	「問題文の説明は、口腔衛生管理加算です。」 → 「問題文の説明は、口腔衛生管理加算です（注：平成 30 年の介護報酬改定により、口腔衛生加算の要件が、①月 2 回以上、入所者に対して歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを行う、②歯科衛生士が、入所者の口腔ケアについて介護職員に対して具体的な技術的助言および指導を行う、③歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に応じ対応する、のいずれの基準にも該当する場合となっています）。」

【第 3 部 福祉サービスの知識等】

通所介護（220 頁～）

頁	改正箇所	改正内容
206	・ A 85（解説）	「9 名以下」 → 「18 名以下」

介護老人福祉施設（294 頁～）

頁	行	改正内容
223	・ A 129（解説） 「各種会議・委員会」 表内	【「療養通所介護」の項目】 「3 か月に 1 回」 → 「6 か月に 1 回」